

## 大田区自立支援協議会設置要綱

平成 20 年 5 月 16 日 20 保福障発第 10280 号区長決定  
改正 平成 20 年 7 月 22 日 20 保福障発第 10902 号部長決定  
改正 平成 21 年 3 月 27 日 20 保福障発第 12956 号部長決定  
改正 平成 22 年 3 月 25 日 21 福障発第 13325 号部長決定  
改正 平成 24 年 3 月 22 日 23 福障発第 13466 号部長決定  
改正 平成 25 年 3 月 14 日 24 福障発第 13467 号部長決定  
改正 平成 29 年 3 月 27 日 28 福障発第 15598 号福祉部長決定  
改正 平成 31 年 4 月 9 日 30 障サ発第 10034 号所長決定  
改正 令和 6 年 3 月 27 日 5 障サ発第 12303 号所長決定

### (目的)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 89 条の 3 に基づき、障害者及び障害児の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として、大田区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) 障害者福祉の増進に必要なこと。
- (4) その他区長が必要と認める事項

### (協議会の組織)

第 3 条 協議会は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 22 人以内で構成する。

- (1) 地 域
- (2) 福 祉
- (3) 保健医療
- (4) 学識経験

### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、原則として、委嘱の日から委嘱の日の属する翌年度末までとする。

ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門的な調査検討を行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 会長が指名する委員

(2) 部会委員として会長が推薦し、区長が委嘱する者

3 専門部会に部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。

4 部会長は、専門部会を招集し、議事を掌理するとともに、調査検討経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(報告書の提出)

第8条 協議会は、協議した内容を報告書にまとめ、障がい者総合サポートセンター所長(以下「所長」という。)に提出する。所長は、報告書をもとに協議会において取り組んだ検討課題や社会資源の活用等について、大田区障がい施策推進会議において報告するものとする。

(秘密の保持)

第9条 委員並びに協議会及び専門部会に参画した者は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会及び専門部会の庶務は、障がい者総合サポートセンターにおいて処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成20年7月22日20保福障発第10902号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日20保福障発第12956号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月25日21福障発第13325号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月22日23福障発第13466号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月14日24福障発第13467号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 27 日 28 福障発第 15598 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 4 月 9 日 31 障サ発第 10034 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 9 日から施行する。

付 則（令和 6 年 3 月 27 日 5 障サ発第 12303 号所長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。